

# 令和5年度東京都既存住宅省工不改修促進事業

## 募集要項

令和5年7月版

交付申請受付期間：令和5年7月24日(月)から令和6年1月19日(金)まで

### 「申請先及びお問合せ先」

東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎13階中央

E-mail [S1090501@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1090501@section.metro.tokyo.jp)

TEL 03-5320-5459

## 《目次》

本募集要項で使用する用語について	3
<b>1 事業概要</b>	<b>4</b>
1.1 目的（要綱第2）	4
1.2 申請手続の流れ	5
<b>2 補助内容</b>	<b>6</b>
2.1 補助対象者等（要綱第5）	6
2.2 補助対象期間（要綱第6）	6
2.3 補助事業（要綱第4及び第7）	7
2.4 交付額（要綱第8）	11
2.5 補助にあたっての留意事項	20
2.6 全体設計承認（要綱第11）	21
<b>3 申請等の方法</b>	<b>22</b>
3.1 申請の受付（要綱第9）	22
3.2 申請書類	22
3.3 申請書類の提出先	22
3.4 交付申請（要綱第9）	23
3.5 交付決定（要綱第10）	23
3.6 交付申請の撤回（要綱第14）	23
3.7 交付決定等の変更・中止・廃止等（要綱第12及び第15）	24
3.8 完了実績報告及び補助金の額の確定（要綱第17及び第18）	24
3.9 補助金の請求及び入金（要綱第20）	25
<b>4 留意事項</b>	<b>25</b>
4.1 状況報告等（要綱第16）	25
4.2 是正のための措置（要綱第19）	25
4.3 監督等（要綱第46）	25
4.4 帳簿の作成及び保管（要綱第45）	25
4.5 財産処分の制限（要綱第22）	25
4.6 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還（要綱第21）	26
4.7 交付決定の取消（要綱第40）	26
4.8 事業実績の公表	26
<b>5 提出書類</b>	<b>27</b>
5.1 提出書類一覧	27
5.2 添付書類	30
<b>6 様式の記入例</b>	<b>34</b>

## 本募集要項で使用する用語について

- 要綱 : 東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱
- 品確法 : 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- 区分所有法 : 建物の区分所有等に関する法律
- 建築物省エネ法 : 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- UA 値 : 外皮平均熱貫流率-室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標-  
(値が小さいほど熱が出入りしにくく、断熱性能が高い)
- BEI : 一次エネルギー消費性能
- BELS : 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度

本募集要項は、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱をもとに、申請等を行う際に特に知っておいていただきたい事項を記載しております。申請の際は、要綱本文等もご参照頂きますようお願いいたします。

なお、本補助事業は、区市町村による実施体制が整った場合、区市町村が事業を行うこととなります。

## 1 事業概要

### 1.1 目的（要綱第2）

---

都内に存する民間の既存住宅\*の所有者等に対し、住宅の省エネ診断、省エネ化のための計画の策定又は省エネ改修工事の費用の一部を補助することにより、既存の住宅の省エネ化を促進し、もって2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」の実現を目的とします。

※「既存住宅」とは

- 新築住宅以外の住宅
- （住宅として未使用であっても）建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅

#### ➤ 既存住宅の省エネ改修への補助制度のご案内

既存住宅の省エネ改修工事に対しては、本事業以外にも補助制度等があります。予定する改修工事の内容によって、適した補助制度を選択することが望ましいです。

以下、比較検討することが望ましい補助制度等を記載します。

※ 本事業以外の、国、都、区市町村の実施する省エネ改修等に係る補助制度については、所管する行政機関の補助金問合せ窓口へ直接お問い合わせください。

#### ＜既存住宅の省エネ改修工事への補助制度等の例＞

住宅省エネ2023キャンペーン（国）

（「こどもエコすまいる支援事業」「先進的窓リノベ事業」「給湯省エネ事業」の3つの補助事業の総称）

既存住宅における断熱リフォーム支援事業（国）

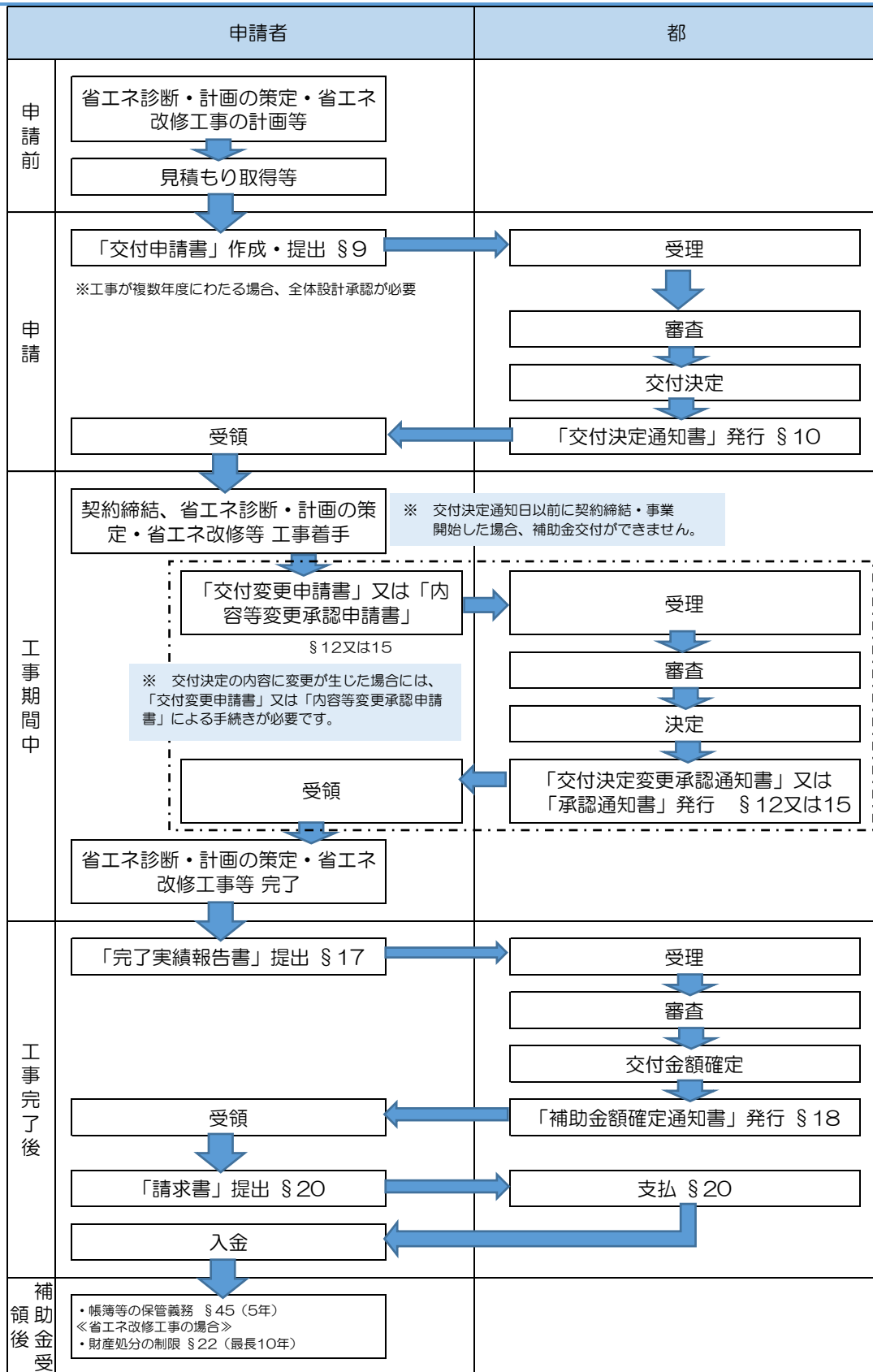
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

「既存住宅における省エネ改修促進事業」（東京都環境局）

【注】本事業による補助金を受給する場合、補助対象経費について、本補助金以外に以下の補助金を受けることはできませんのでご注意ください。

- （上記の補助制度等をはじめとした）都又は国から交付される 省エネ改修等に係る補助金
- 区市町村から交付される 省エネ改修等に係る補助金等（原資に都費・国費を含むものに限る）

## 1.2 申請手続の流れ



※ 省工ネ診断、計画の策定、省工ネ改修工事は、それぞれに交付申請が必要です。  
 ※ フロー図中、§9は、要綱第9に記載があることを示します。

## 2 補助内容

### 2.1 補助対象者等（要綱第5）

#### (1) 補助対象者

本事業の交付の対象となる方（以下「補助対象者」という。）は、次の要件のいずれかに該当する方となります。

補助対象者	要件等
住宅の所有者	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿若しくは寄宿舍の所有者をいい、個人、法人等を問いません*。共同住宅の区分所有者も含まれます。 ※ 買取再販事業者等も対象となります。 ※ 公的機関の所有するものは対象外です。
管理組合	「区分所有法」第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人

■ 都内に存する民間の既存住宅が対象です。

■ 区分所有者が共用部分（窓・ドア等）の改修を行う場合、管理組合からの承諾が必要です。

■ 管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。

#### 〈補助対象外〉

次のいずれかに該当する方は、補助対象外となります。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

#### (2) 手続代行者

補助対象者は、補助金の交付に係る手続を、事業を実施する設計者、販売事業者（宅地建物取引業者に限る。）又は改修の工事施工者に委任することができます。この場合、手続代行者も(1)ア、イ及びウに該当していないことが必要です。

なお、原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼は手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。

### 2.2 補助対象期間（要綱第6）

交付申請	令和5年7月24日（月）から令和6年1月19日（金）まで
完了実績報告	以下のいずれか早い日までです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該交付決定を受けた補助事業が全て終了した日</li> <li>・令和6年3月15日（金）</li> </ul>

※ 省エネ改修の工事期間が複数年度にわたる場合は、全体設計（P21 参照）の承認を受ける必要があります。

※ 交付申請受付は、予算額に達した時点で受付を終了します。（令和6年1月19日以前であっても、予算額に達した場合はその時点で受付を終了します。）

## 2.3 補助事業（要綱第4及び第7）

区分		対象経費	
省エネ診断等		省エネ診断に係る費用 省エネ診断に必要となる調査のための費用 既存住宅についてBELSの評価・認証を受けるために必要な費用	
省エネ化等のための計画の策定（省エネ設計等）		省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用 改修設計内容についてBELSの評価・認証を受けるために必要な費用 全体改修（ZEH水準）と併せて構造補強を行う場合、構造補強を行うために必要な建築士が実施する調査・設計・計画に係る費用 工事監理に係る費用	
省エネ改修等	全体改修（第三者認証必要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の(1)かつ(2)に該当する省エネ改修工事に係る費用</li> <li>(1) 住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事<sup>※</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 住宅の暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設備や給湯設備等の高効率化に資する工事（工事を伴わないものは対象外）</li> </ul> </li> <li>(2) 省エネ改修後の住宅（共同住宅等の場合、住戸単位又は住棟単位）が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ZEH水準に相当する全体改修と併せて、構造補強を実施する場合、構造補強工事に係る費用</li> </ul>	対象経費は、「開口部や躯体等の断熱化に係る工事費≧設備の効率化に係る工事費」であることが必要です。
	部分改修（第三者認証必要）	住宅全体で全体改修の要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準又はZEH水準	

	証不要)	<p>に相当する「エコリノベーション等工事」※であって、複数の開口部の改修を含む省エネ改修工事に係る費用</p> <p>※ 開口部（窓、ドア）や躯体等の断熱化に係る改修工事、設備（太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓、燃料電池システム、コージェネレーション設備、蓄電池、LED 照明）の効率化に係る工事で P14～16 に示すもの</p>	
--	------	--	--

## (1) 省エネ診断・設計について

### ■ 省エネ診断等補助対象経費の例

- 設計図や現地調査で現状を確認、現状での省エネ性能を推定するための費用
- 改修の方向性等について検討するための費用
- 改修後のメリットについて定性的又は定量的な提案をするための費用
- 既存住宅にかかる BELS 評価取得に要する書類作成及び申請費用 等

※ BELS 等の第三者認証を取得することは必須ではありませんが、定量的な省エネ性能等の把握に努めて下さい。

### ■ 省エネ化等のための計画の策定等（省エネ設計等）補助対象経費の例

- 省エネ改修を目的とする設計を行う場合の以下の費用
  - （省エネ診断がない場合）設計図や現地調査で現状を確認するための費用
  - 仕様書・図面等作成（管理組合等への説明資料作成等、合意形成に必要な費用を含む）
  - 工事費用見積もり取得、工務店選定に係る事務のための費用
- 省エネ改修によって得られる省エネ効果の概略計算をするための費用
- 改修後の住宅にかかる BELS 評価取得に要する書類作成及び申請費用 等
- (ZEH 化全体改修に伴う構造補強を行う場合) 構造補強を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用
- 工事監理に係る費用

※ BELS 等の第三者認証を取得することは必須ではありませんが、定量的な省エネ性能向上の程度の把握に努めて下さい。

※ 省エネ化のための計画の策定（省エネ設計等）を補助対象とするにあたって、省エネ診断の実施は要件としません。

## (2) 省エネ改修について

### (全体改修・部分改修共通)

#### ■ 省エネ改修における補助対象経費

##### 【補助対象となる費用】

開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事と不可分の工事に必要な経費



- ・ 窓、ガラス、ドア、断熱材や設備の材料費及び取付費
- ・ 外部シーリング
- ・ 内部シーリング等
- ・ 仮設足場費
- ・ 養生費
- ・ 既存建具解体費
- ・ 既存建具撤去費（場内集積まで）
- ・ 清掃費
- ・ 美装費
- ・ 搬入費
- ・ 消費税及び地方消費税

※ 補助対象外の工事が含まれる場合は、消費税等に補助対象外工事分が含まれないように注意してください。

【補助対象とならない費用】

開口部・躯体の断熱改修工事、設備の高効率化工事に直接関係しない工事に係る経費（本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの又は補助対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費）

- ・ 網戸、雨戸等の窓付属部材費
- ・ オプションで取り付けしたもの(過度な装飾・仕様等)
- ・ 廃材処分費
- ・ 書類等の送料、助成対象製品以外の送料、補助対象外費用を算出するための調査費、管理費、法定外福利費
- ・ 諸経費、交通費、金融機関に対する振込手数料 等

※値引きを計上している場合は、値引き後の経費に対して補助対象経費を算定してください。

- 対象となる省エネ改修は、省エネ性能が向上する改修に限ります。

改修前の住宅（又はその部分）の 省エネ性能	改修後の住宅（又はその部分）の 省エネ性能
省エネ基準未達	省エネ基準相当又は ZEH 水準相当の改修
省エネ基準相当	ZEH 水準相当の改修
ZEH 水準相当	補助対象外

- 対象となる住宅は、耐震性について以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

a 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物

- b 既に地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することが証明されているもの
- c 本省エネ改修と併せて耐震改修を行うことが確認できるもの

※ 申請時に提出が必要な書類については、P27 以降をご参照ください。

## （全体改修）

### ■ 全体改修とは

省エネ改修後に、住宅（住戸）全体が省エネ基準 又は ZEH 水準 に相当することについて、BELS 等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。）を「全体改修」としています。

マンション等の場合、一住戸、複数住戸又は住棟全体で BELS 等の評価・認証を受けている場合、認証を受けている部分が補助の対象となります。

なお、住宅全体を改修する場合であっても、BELS 等で性能の確認ができない場合、補助金申請上、「部分改修」の扱いとなりますのでご注意ください。

ZEH 化に対応するための全体改修の場合、それと併せて実施する構造補強工事も補助の対象となります。

### ※ 階数が 2 以下かつ床面積の合計が 500 ㎡以下の木造の ZEH レベルの住宅を改修する場合

全体改修により、階数が 2 以下かつ床面積の合計が 500 ㎡以下の木造の ZEH レベルの住宅を整備する場合は、以下の①～④のいずれかに該当する場合に限り、補助対象となります。

① 構造計算により構造安全性が確認できるもの

② 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）」（以下、「壁量等基準（案）」という。下記ページ参照。）又は国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として必要な手続を経た上で確定し、公布された基準（以下「公布後の壁量等の基準」という。）に適合するもの（ただし、柱の小径に関する規定を除く。）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>

③ 住宅性能表示における耐震等級 3 に適合するもの

④ 住宅性能表示における耐震等級 2 に適合し、かつ以下の（1）及び（2）について理解していることについて、交付申請時に書面を提出するもの

（1）公布後の壁量等の基準は、令和 7 年 4 月以降に建築される ZEH 水準の当該規模の木造建築物が満たすべき基準となること

（2）耐震等級において等級 2 を満たす住宅が、前号の見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること

なお、床面積 300 ㎡超の建築物については、建築基準法等の改正により、令和 7 年 4 月以降、構造計算により構造安全性を確かめることとなるため、①以外の場合には、建築主又は買主に対して、改正後の基準を満たさなくなる可能性があることについて説明を行った上で同意を得ることが望ましいです。

■ **（全体改修と併せて構造補強を行う場合）補助対象となる構造補強工事**

ZEH 化全体改修の際に必要な構造補強として、改修後、以下のいずれかに該当する工事を補助対象とします。

- (1) 壁量等基準（案）（下記ページ参照）又は公布後の壁量等の基準に適合するもの  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001519525.pdf>
- (2) 住宅性能表示に定める耐震等級3に適合するもの
- (3) 構造計算による構造安全性の確認がなされたもの

**（部分改修）**

■ **部分改修とは**

全体改修の要件を満たさない（BELS 等の認証を取得しない）場合で、複数の開口部（窓・ドア）を含む省エネ改修工事を「部分改修」としています。

■ 部分改修における「複数の開口部」の位置等は不問ですが、滞在時間の長い主要な居室や現時点でより性能の低い開口部等を改修することが、省エネ効果・快適性の向上のために有効です。

■ 断熱材やP16 に掲げる設備機器も補助対象となります。（設備単体への補助は行っておりません。）

**【留意事項】**

同一の住宅について、省エネ診断、住宅に係る省エネ化のための計画の策定、省エネ改修のそれぞれについて、原則として、各1回を限度とします。

**2.4 交付額（要綱第8）**

(1) 補助率及び上限額

補助金の補助率及び上限額は、全体改修・部分改修の別、省エネ基準・ZEH 水準の別及び住宅種別により下表のとおりとなります。

区分	補助率	上限額
省エネ診断等	対象経費の3分の2	設定なし
省エネ化等のための計画の策定等(省エネ設計等)	対象経費の3分の2	設定なし

省エネ改修等	全体改修	戸建住宅	対象経費の23%	省エネ基準に適合する場合：766,000円/戸 ZEH水準に適合する場合：1,025,000円/戸 (ZEH化に対応するための構造補強を伴う場合：1,385,000円/戸)
		共同住宅等	対象経費の23%	省エネ基準に適合する場合：3,800円/㎡ ZEH水準に適合する場合：5,000円/㎡ (ZEH化に対応するための構造補強を伴う場合：8,000円/㎡)
		マンション	対象経費の3分の1	省エネ基準に適合する場合：5,600円/㎡ ZEH水準に適合する場合：7,400円/㎡ (ZEH化に対応するための構造補強を伴う場合：11,800円/㎡)
	部分改修	戸建住宅	対象経費の23%	省エネ基準に適合する場合：766,000円/戸 ZEH水準に適合する場合：1,025,000円/戸
		共同住宅等	対象経費の23%	省エネ基準に適合する場合： 改修に係る室の床面積×3,800円/㎡ ZEH水準に適合する場合： 改修に係る室の床面積×5,000円/㎡
		マンション	対象経費の3分の1	省エネ基準に適合する場合： 改修に係る室の床面積×5,600円/㎡ ZEH水準に適合する場合： 改修に係る室の床面積×7,400円/㎡

※ 1,000円未満の端数は切捨てとなります。

※ 部分改修で省エネ基準・ZEH水準が混在する場合の上限額は、補助対象工事費に応じて、省エネ基準とZEH水準の上限額の加重平均で算出します。詳しくは、P18～19を参照ください。

※ 網掛け部については、下記のとおりです。

#### <住宅の種別について>

住宅の種別により補助率、上限額が異なります。

ア 戸建住宅	一戸建ての住宅
イ 共同住宅等	共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍。ただし、ウに定めるマンションを除く。
ウ マンション	共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上のもの。

※ すべての住宅種別において、賃貸・分譲の別や所有者の属性（個人、法人等）は不問です。

### <省エネ基準・ZEH水準について>

改修の水準は省エネ基準相当のもの、さらに高い省エネ性能を有する ZEH 水準のものに大別され、補助上限額が異なります。

基準	概要※	詳細（定義）
省エネ基準	UA 値 $\leq$ 0.87 BEI $\leq$ 1.0	建築物省エネ法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準
ZEH 水準	UA 値 $\leq$ 0.60 BEI $\leq$ 0.8	日本住宅性能表示基準（平成 13 年8月 14 日国土交通省告示第 1346 号。以下、「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準

※奥多摩町、檜原村、島しょ部では記載以外となりますので、お問い合わせください。  
また、UA 値、BEI については P3 をご参照ください。

#### (2) エコリノベーション等工事の詳細及び補助対象工事費の算定について

部分改修の補助対象となる工種・仕様はエコリノベーション等工事として定めた次の表のとおりです。省エネ基準相当と ZEH 水準相当では、対象となる設備の効率化に係る工事が異なりますのでご注意ください。

なお、部分改修・全体改修を問わず、表にモデル工事費の記載のある工種については、補助対象工事費の算定にあたり、モデル工事費又は実際の工事費のいずれかの低い方の額を計上するものとします。

別表1 エコリノベーション等工事

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事 内容 部位	対象となる改修工事		モデル工事費 <sup>※1</sup>	
	工事種別	工事規模	(省エネ基準)	(ZEH水準)
窓	ガラス交換 <sup>※2</sup>	1.4㎡以上 <sup>※6</sup>	7.2万円/枚	9.6万円/枚
		0.8㎡以上1.4㎡未満 <sup>※6</sup>	4.8万円/枚	7.2万円/枚
		0.1㎡以上0.8㎡未満 <sup>※6</sup>	2.4万円/枚	2.4万円/枚
	内窓設置 <sup>※3</sup> ・ 外窓交換 <sup>※4</sup>	2.8㎡以上 <sup>※7</sup>	18.4万円/箇所	24.8万円/箇所
		1.6㎡以上2.8㎡未満 <sup>※7</sup>	14.4万円/箇所	19.2万円/箇所
		0.2㎡以上1.6㎡未満 <sup>※7</sup>	12.0万円/箇所	16.0万円/箇所
ドア	ドア交換 <sup>※5</sup>	開戸:1.8㎡以上 <sup>※7</sup>	27.2万円/箇所	36.0万円/箇所
		引戸:3.0㎡以上 <sup>※7</sup>		
	ドア交換 <sup>※5</sup>	開戸:1.0㎡以上1.8㎡未満 <sup>※7</sup>	24.0万円/箇所	32.0万円/箇所
		引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満 <sup>※7</sup>		
仕様・備考	省エネ基準	以下の各号のいずれかに該当すること。 ① 国土交通省所管のこどもエコすまい支援事業において開口部の改修(「断熱等」の機能を有するものに限る。)に型番登録された建材であること。 ② 国土交通省所管のこどもみらい住宅支援事業において登録されている建材のうち、当該住宅の存する区市町村の省エネ基準地域区分に適合している「省エネ」又は「省エネ・防音」の区分の建材であること。 ③ カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの。		
	ZEH水準	以下の各号のいずれかに該当すること。 ① こどもエコすまい支援事業において開口部の改修(「断熱等」の機能を有するものに限る。)に型番登録された建材のうち、性能区分がB以上であること。 ② カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの。		

※1 モデル工事費とは、エコリノベーション等工事に係る費用として、知事が定める工事費をいう。

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するもの又は新たに窓を設置するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事 内容 部位	断熱材の区分	モデル工事費	
		(省エネ基準)	(ZEH水準)
外壁	A～C	14.9万円/m <sup>3</sup>	20.1万円/m <sup>3</sup>
	D～F	22.4万円/m <sup>3</sup>	30.2万円/m <sup>3</sup>
屋根・ 天井	A～C	5.3万円/m <sup>3</sup>	7.2万円/m <sup>3</sup>
	D～F	9.1万円/m <sup>3</sup>	12.3万円/m <sup>3</sup>
床	A～C	18.4万円/m <sup>3</sup>	24.5万円/m <sup>3</sup>
	D～F	27.6万円/m <sup>3</sup>	36.8万円/m <sup>3</sup>
仕様・ 備考	共通	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分:熱伝導率(W/m・K)0.052～0.035 D～F区分:熱伝導率(W/m・K)0.034以下	
	省エネ基準	以下の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等が省エネ基準の仕様基準に適合するもの ① こどもみらい住宅支援事業において登録されている建材であること。 ② こどもエコすまい支援事業において登録されている建材であること。 ③ カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの。	
	ZEH水準	以下の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するもの ① こどもみらい住宅支援事業において登録されている建材であること。 ② こどもエコすまい支援事業において登録されている建材であること。 ③ カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの。	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	適用		モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH水準共 通)	仕様・備考
	省エネ 基準	ZEH 水準		
太陽熱利用 システム <sup>※1</sup>	○	○	45.2万円/戸	こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されているエコ住宅設備であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)
高断熱 浴槽 <sup>※1</sup>	○	○ <sup>※4</sup>	41.6万円/戸	こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されているエコ住宅設備であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機 <sup>※2</sup>			26.3万円/戸	こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されているエコ住宅設備であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS C 9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。</li> <li>・ 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。</li> <li>・ 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94% 以上であること。石油給湯機の直圧式あつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。</li> <li>・ 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705 )が 102 %以上であること。</li> </ul>
電気ヒート ポンプ給湯機 (エコキュート)	○	○ <sup>※5</sup>		
潜熱回収型 ガス給湯機 (エコジョーズ)	○	○ <sup>※5</sup>		
潜熱回収型 石油給湯機 (エコフィール)	○	○ <sup>※5</sup>		
ヒートポンプ・ ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	○	○		
節湯水栓 <sup>※3</sup>	○	○ <sup>※6</sup>	5.7万円/台	こどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい支援事業において登録されているエコ住宅設備であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ ZEH水準にあつては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
燃料電池システム (エネファーム) <sup>※2</sup>	○	○	—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーシ ョン 設備 <sup>※2</sup>	○	○	—	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 (JIS B 8122 )に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準)で 80 %以上であること。
蓄電池	○	○	—	定置型リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和3年度以降に登録・公表されている蓄電システムであること。 ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED照明	○	○	—	工事を伴うものに限る。

※1 設置を行った設備の種類毎に1台/戸を補助対象とする。

※2 エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれかの1台/戸を補助対象とする。

※3 設置を行った台数分を補助対象とする。



※4 ZEH水準の適用において、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る。)と3つセットの場合に限る(既設も可)。

※5 ZEH水準の適用において、節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る。)と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る(既設も可)。

※6 ZEH水準の適用において、浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る(既設も可)。



《部分改修：設備の効率化に係る工事の ZEH 水準補助上限額の適用について》

<p>単一の機器を設置することでも ZEH 水準が適用されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽熱利用システム</li> <li>・高効率給湯機のうち、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機</li> <li>・燃料電池システム（エネファーム）</li> <li>・コージェネレーション設備</li> <li>・蓄電池</li> <li>・LED 照明（工事を伴うものに限る）</li> </ul>
<p>3種類の機器を設置することで、ZEH 水準が適用されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高断熱浴槽</li> <li>・高効率給湯機のうち、エコキュート、エコジョーズ、エコフィールのいずれか</li> <li>・浴室シャワー水栓</li> </ul> <p>なお、これらのうち1又は2の設備が既設であった場合、当該既設設備と新たに設置する1又は2の設備をもって3種類の機器を設置するものとみなし、新たに設置する設備に ZEH 水準を適用します。</p> <p>（例）</p> <p>① エコキュート設置済みの住宅で、今回、高断熱浴槽と浴室シャワー水栓を設置⇒ZEH 水準を適用</p> <div style="text-align: center;">  <p>(既設)エコキュート      <b>(新設)高断熱浴槽</b>      (新設)浴室シャワー水栓</p> <p>➔ZEH 水準を適用</p> </div> <p>② 従来型給湯機を存置したまま、今回、高断熱浴槽と浴室シャワー水栓を設置⇒省エネ基準を適用</p> <div style="text-align: center;">  <p>(既設)従来型給湯機      <b>(新設)高断熱浴槽</b>      (新設)浴室シャワー水栓</p> <p>➔省エネ基準を適用</p> </div>
<p>ZEH 水準が適用されないもの</p>	<p>浴室シャワー水栓以外の節湯水栓</p>

＜部分改修で省エネ基準・ZEH水準が混在する場合の上限額算定例＞

建物種別	マンション（一住戸）
改修面積	占有面積 75 m <sup>2</sup> のうち 35 m <sup>2</sup>
改修内容	<p>【断熱化】 窓2カ所に ZEH 水準の内窓（省エネ建材型番データベース登録のあるもの）を設置 工事費 40 万円（モデル工事費内）</p> <p>【設備の効率化】 エコジョーズを設置（高断熱浴槽などの設置なし） 工事費 20 万円</p> <p>⇒工事費計 60 万円</p>
上限額（m <sup>2</sup> 当たり）の算出	<p>【断熱化】、【設備の効率化】それぞれに ZEH 水準又は省エネ基準のいずれかの上限額を設定します。</p> <p>【断熱化】⇒「ZEH 水準相当」の上限額、7,400 円/m<sup>2</sup>を適用 【設備の効率化】⇒「省エネ水準相当」の上限額、5,600 円/m<sup>2</sup>を適用</p> <p>補助対象工事費に応じて、省エネ基準と ZEH 水準の上限額の加重平均を算出します。</p> <p>【計算】 7,400（円/m<sup>2</sup>）× {40 万円 ÷（40 万円 + 20 万円）} + 5,600（円/m<sup>2</sup>）× {20 万円 ÷（40 万円 + 20 万円）} = 6,800（円/m<sup>2</sup>）← m<sup>2</sup>当たりの補助上限額</p>
補助額	<p>【① 工事費の1/3】 60 万円 × 1 / 3 = 20 万円</p> <p>【② 補助上限額】 6,800（円/m<sup>2</sup>） × 35 m<sup>2</sup> = 23.8 万円</p> <p>①、②のうち、低い方の金額が補助額となるため、本件の場合の補助額は 20 万円</p>

※ 【断熱化】、【設備の効率化】それぞれの項目の中で、ZEH 水準、省エネ基準が混在している場合には、省エネ基準の上限額を適用します。

例) 窓は ZEH 相当、ドアは省エネ基準相当等 ⇒ 【断熱化】窓を含めて全体に低い方の上限額（省エネ基準の上限額）を適用

## 《こどもみらい住宅支援事業について》

こどもみらい住宅支援事業は終了しておりますが、同事業の公式ホームページに登録されている建材・設備機器等は引き続き、本制度の補助対象となります。

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/manufacturer/search/>

なお、同ホームページに登録されている建材・設備機器をお選びになる際の留意点は以下のとおりです。

### (1) 開口部について

「省エネ」又は「省エネ・防音」の区分の建材であることが必要です。

(「防音」、「防犯」の区分の建材は対象外ですので、ご注意ください)

下記の「区市町村の省エネ基準地域区分」に適合した建材であることをご確認ください。

### (2) 断熱材について

登録された断熱材を、地域区分毎に定められた仕様規定に適合するような厚みで計画する必要があります。以下により、必要な厚みをご確認ください。

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001383693.pdf>

なお、断熱性能の確認にあたって、基準への適合性については、既存の断熱材分も見込んで判断いただいて差し支えありません。

### (3) 設備機器について

登録された設備機器であれば選択可能です。但し、燃料電池システム、コージェネレーション設備、蓄電池については、登録がないため、表にある性能以上のものを適宜選定してください。

LED照明については、工事を伴うものであれば全て対象となります。なお、引っ掛けシーリングやダクトプラグに直接取り付けられるものなど、工事を伴わない照明機器は補助対象外となりますのでご注意ください。

## 《こどもエコすまい支援事業について》

こどもエコすまい支援事業は、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援を行う国土交通省の事業です。

同事業の公式ホームページより登録建材・設備機器等をご確認ください。

<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacturer/search/>

### 《一般社団法人環境共創イニシアチブ（蓄電池について）》

蓄電池は、国が令和 3 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものが対象です。

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ ホームページ <https://sii.or.jp/>

### 《区市町村の省エネ基準地域区分について》

省エネ地域区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件（国土交通省告示第二百六十五号）で定められており、東京都内の区市町村は以下の地域区分となります。

地域区分	区市町村名等
4地域	檜原村、奥多摩町
5地域	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
6地域	4, 5, 7及び8地域に属さない区市
7地域	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
8地域	小笠原村

## 2.5 補助にあたっての留意事項

### (1) 他の補助金との重複受給の禁止（要綱第 23）

補助対象事業費について本補助金以外に以下の省エネ改修に係る補助金等を受けることはできません。

- ア 「こどもエコすまいる支援事業」、「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」、「こどもみらい住宅支援事業」、「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」、「住宅エコリフォーム推進事業」等の国から交付される補助金等
- イ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業等の東京都から交付される補助金等（「既存住宅における省エネ改修促進事業」等）
- ウ 原資に国費又は都費を含む区市町村から交付される補助金等（区市町村単独で行っている補助金等との併給は可能です。）

### (2) 消費税仕入控除税額の取扱い（要綱第 9、第 17 及び第 21）

消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して補助金交付申請書を提出して下さい。申請段階で不明な場合は、実績報告時に消費税仕入控除税額を減額して報告して下さい（P26 参照）。

## 2.6 全体設計承認（要綱第11）

---

省エネ改修工事の補助対象事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金交付申請時に、当該補助対象事業に係る費用の総額、補助対象事業の完了の予定期日その他必要な事項について、全体設計承認申請を行うことが必要です。

- ※ 全体設計承認を受けた場合、翌年度に当該年度分の補助金交付申請を行うことが必要です。なお、全体設計承認は、翌年度以降における補助金の交付を決定するものではないことにご留意ください。
- ※ 省エネ診断、省エネ化のための計画の策定（省エネ設計）に全体設計承認の制度はありません。令和6年3月15日までに完了実績報告を行えるようスケジュール調整をお願いします。

### 3 申請等の方法

#### 3.1 申請の受付（要綱第9）

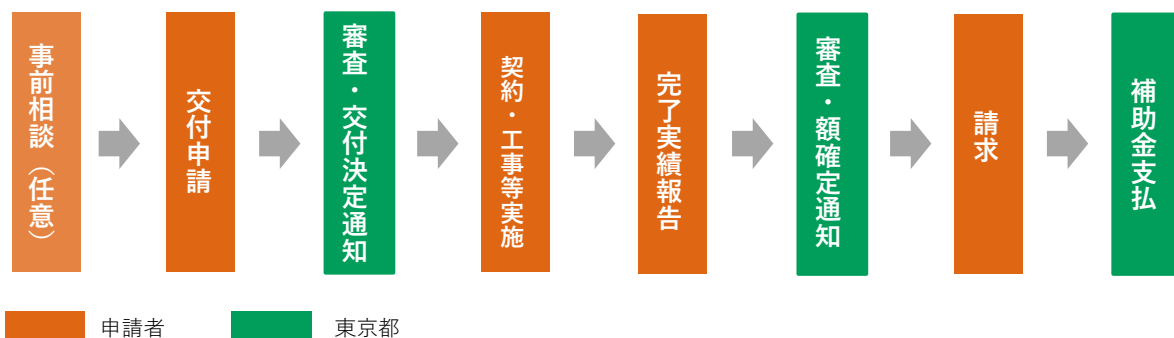
##### (1) 申請の受付期間

令和5年7月24日(月)から令和6年1月19日(金)まで（必着）

※ 上記期限を過ぎて到着した申請書は、受け付けられませんので、ご注意ください。交付申請手続については、時間の余裕をもって行って頂くようお願いいたします。

※ 申請受付期間に到着した申請書は、先着順に受理し、審査を行います。なお、予算額に達した時点で受付を終了します。

##### (2) 申請手続きの流れ



※ 交付決定後に契約・工事等を実施いただく必要がございます。  
交付決定通知日以前に契約締結・事業開始した場合、補助金交付ができません。

※ 申請内容に疑義のある場合等は、事前にご相談ください。

#### 3.2 申請書類

申請書類の様式については、以下の東京都住宅政策本部のホームページからダウンロードしてください。

[https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku\\_seisaku/shouene.html](https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/shouene.html)

※ 申請様式は、**A4 紙ベース（片面印刷）**で**2部（正本・副本）**ご提出をお願いいたします。

#### 3.3 申請書類の提出先

各種申請書類の提出は、下記まで持参又は郵送でお願いします。

東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎 13階中央

E-mail S1090501@section.metro.tokyo.jp

TEL 03-5320-5459

- ※ 申請書等の記載方法、添付すべき書類、補助対象経費の考え方等、不明点がございましたら事前  
に上記メール又は電話にてご相談ください。
- ※ ご持参いただく場合、事前に来庁日時について、アポイントをお取りください。担当者不在の場  
合、受付ができない場合があります。
- ※ 郵送の場合、申請書類を受領した旨の連絡は致しませんので、必要に応じて配達状況が確認でき  
る方法（簡易書留等）でお送りください。
- ※ 申請を複数案件まとめて提出される場合は、一申請毎にまとめ、書類が混ざらないようにご留意  
ください。

### 3.4 交付申請（要綱第9）

---

交付申請に当たっては、補助金交付申請書（別記第1号様式）（P34～35 参照）に必要書類一覧の  
うち、必要な書類を添えて申請してください。なお、補助対象事業費内訳書（別記第1号様式4の1  
～4）については、P36～37 をご参照ください。

### 3.5 交付決定（要綱第10）

---

交付申請の内容を審査し、適当と認められた場合は補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申  
請者に通知し、適当と認めない場合は、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に  
通知します。

- ※ 審査の過程で、書類に関するヒアリングや現地確認・調査等を行うことがあります。その際はご協力をお願いしま  
す。
- ※ 補助金交付決定通知（又は補助金不交付決定通知）は、郵送にて行います。送付先は、手続代行者ではなく、申請  
者（住宅の所有者又は共同住宅の管理組合）となりますので、ご注意ください。  
なお、審査の途中経過や発送日に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
- ※ 交付決定通知書に記載された補助金額は、申請者に対して実際にお支払いする補助金額を約束するものではありま  
せん。補助事業完了後、申請者から提出された完了実績報告を審査したうえで、補助金の額が確定します。なお、  
補助事業の内容に変更が生じた場合、補助金交付変更申請書又は事業内容等変更承認申請書の提出が必要です。変  
更の手続なく、実際の補助事業に要した経費が交付決定額を超えた場合、当初決定し通知した補助金額を超えてお  
支払いすることができませんのでご注意ください。
- ※ 交付決定通知書の再発行はできません。大切に保管してください。
- ※ 補助事業を中止・廃止しようとする場合、中止・廃止申請書の提出が必要です。
- ※ 申請内容に虚偽の記載などがあった場合、交付決定を取り消すことがあります。「4.7 補助金の交付決定の取消」  
を事前にご一読ください。

### 3.6 交付申請の撤回（要綱第14）

---

申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書を受領し



た日から 14 日以内に補助金の交付申請を撤回することができます。

撤回の申請をされる方は、事前に「3.3 申請書類の提出先」に記載する連絡先にご連絡ください。

### 3.7 交付決定等の変更・中止・廃止等（要綱第 12、13 及び第 15）

補助金の交付決定後に、以下の行為をしようとするときは、申請が必要です。

事由	必要な申請	都からの通知※
(1) 補助金交付申請額の変更等が生じた場合	補助金交付変更申請書 (別記第 7 号様式)	補助金交付決定変更承認 通知書(別記第 8 号様式)
(2) 補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき	事業内容変更承認申請書 (別記第 13 号様式)	承認通知書(別記第 15 号様式)
(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合	中止・廃止申請書 (別記第 14 号様式)	承認通知書(別記第 15 号様式)
(4) 全体設計を変更・中止しようとするとき	全体設計変更・中止申請 書(別記第 10 号様式)	全体設計変更・中止承認 通知書(別記第 11 号様 式)

※ 承認しない場合は不承認通知書により通知します。なお、承認する場合、条件を付すことがあります。

### 3.8 完了実績報告及び補助金の額の確定（要綱第 17 及び第 18）

#### (1) 完了実績報告

事業が完了したとき又は令和 6 年 3 月 15 日が到来したときは、完了実績報告書（別記第 18 号様式）(P45 参照) に提出書類一覧のうち必要な書類を添えて実績の報告を行ってください。

※ 交付決定済みの案件であっても、上記提出期限までに完了実績報告の提出がない場合は、補助金の交付ができません。

なお、完了実績報告書を知事に提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告してください。

#### (2) 補助金の額の確定

補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 19 号様式）により補助事業者に通知します。

※ 審査の過程で、書類に関するヒアリングや現地確認・調査等を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。

※ 補助金額確定通知は、郵送にて行います。送付先は、手続代行者ではなく、申請者（住宅の所有者又は共同住宅の管理組合）となりますので、ご留意ください。なお、審査の途中経過や発送日に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

※ 補助金額確定通知書の再発行はできません。大切に保管してください。

※ 調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適



合させるための措置をとるべきことを命ずることがあります。

### 3.9 補助金の請求及び交付（要綱第 20）

---

補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに請求書（別記第 20 号様式）（P46 参照）等に支払金口座振替依頼書（P48 参照）を添えて提出してください。請求内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付いたします。

※ 押印に使用する印鑑は、請求書と支払金口座振替依頼書で同一のものを使用してください。

## 4 留意事項

### 4.1 状況報告等（要綱第 16）

---

知事は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求めたり、その進行状況を調査したりすることがあります。

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合や補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかにその理由、状況その他必要な事項を実施状況報告書（別記第 17 号様式）により知事に報告してください。この場合において、知事は、当該補助事業者に対して適切な指示を致します。

### 4.2 是正のための措置（要綱第 19）

---

知事は、完了実績報告書の調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができます。

### 4.3 監督等（要綱第 46）

---

知事は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め又は指導若しくは助言を行うことができます。

### 4.4 帳簿の作成及び保管（要綱第 45）

---

補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後5年間、これを保管してください。

### 4.5 財産処分の制限（要綱第 22）

---

補助金の交付を受けて取得し、または効用を増加した財産（取得価格又は増加価格が 50 万円以上のものに限る。）については、一定期間内に知事の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し取り壊し又は廃棄することができません。なお、この場合、新たに住宅を取得した方にも財産処分の制限がかかります。

ただし、住宅所有者が本事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸付け等を行うことは問題ありません。

#### 4.6 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還（要綱第 21）

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出してください。

この場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付する必要があります。

#### 4.7 交付決定の取消（要綱第 40）

知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

- 一 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- 三 この補助金を他の用途に使用したとき。
- 四 補助事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
- 五 第 18 の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。
- 六 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助金の交付決定の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 七 その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱に基づく命令又は法令に違反したとき。

※ この規定は、補助金の額の確定後や補助金の交付後であっても適用があります。

※ 補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることとなります。この場合、返還までの期間に応じた違約加算金も併せて納付していただきます。

#### 4.8 事業実績の公表（要綱第 47）

本補助金の交付を受けた方には、都が行う既存住宅省エネ改修事例の収集や広報活動への協力をお願いいたします。

## 5 提出書類

### 5.1 提出書類一覧

#### 東京都既存住宅省エネ改修促進事業 提出書類一覧(直接補助)

区分	提出書類		備考
	No.	名称	
交付申請 (第9関係)	①、②、③	補助金交付申請書	様式
	①	<省エネ診断等>補助対象事業費 内訳書 第1号様式の2	
	②	<省エネ化等のための計画の策定等>補助対象事業費 内訳書 第1号様式の3	
	③	<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(全体改修・省エネ基準用) 第1号様式の4の1	
	④	<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(全体改修・ZEH水準用) 第1号様式の4の2	
	⑤	<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(部分改修・省エネ基準用) 第1号様式の4の3	
	⑥	<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(部分改修・ZEH水準用) 第1号様式の4の4	
	⑦	<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(部分改修・ZEH水準用) 第1号様式の5	
	⑧	確認書	
	③	建築確認済証の写し又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	
	①、②、③	位置図(住宅の配置が分かる住宅地区等)	
	①、②、③	(共同住宅等において一部住戸を対象とする場合)対象住戸の配置が分かる図面(配置図、平面図等に対象住戸を明示)	
	③	(共同住宅等の場合)対象住戸の改修に係る延べ面積が分かる図面(寸法等の記入のあるもの)	
③	(共同住宅等の場合)対象住戸の改修に係る延べ面積が分かる図面(平面図、立面図、断面図等)		
①、②	補助対象建材、設備等を表示した関係図面(平面図、立面図、断面図等)	No.3の図面で兼ねること可能 一部、前項図面で兼ねること可能	
③	見積書の写し等の省エネ診断等又は省エネ化等のための計画の策定等に要する経費が確認できる書類の写し	補助対象事業費とそれ以外が分かるもの	
③	省エネ改修等工事に係る見積書(省エネ改修等に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕録等が確認できるもの)の写し	補助対象事業費とそれ以外が分かるもの	
③	費用等詳細	(参考様式あり)	
③	(全体改修の場合)BELS評価書等(交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)		
③	(管理組合が申請する場合)管理組合の議事録、議決等、意思決定の状況が確認できる書類		
③	(区分所有者が申請する場合)申請者が管理組合より当該共用部の改修を行うことが認められていることを確認できる書類	参考様式(修繕等工事申請書兼承諾書等)	
①、②、③	住宅(住戸)の所有者が分かる書類	登記事項証明書(原本又は写し、申請日より6か月以内発行のもの)	
①、②、③	現況写真等(省エネ診断等、省エネ化等のための計画の策定等の場合は全景写真、省エネ改修等の場合は全景写真及び改修する部位の写真)	工事写真台帳によること	
③	昭和56年5月31日以前に補修を受けたものである場合、以下のアからエまでのいずれかの書類(耐震性がある旨が確認できるもの)若しくはオ又はカにより耐震改修を行う旨が確認できるもの ア 耐震診断の結果の報告書の写し イ 建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律)の写し ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証証明書の写し エ その他住宅の耐震性に関する書類(耐震基準適合証明書、固定資産税減額証明書、住宅耐震改修証明書の写し) オ 本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類(耐震改修補助金交付申請書等の写し) カ 工事予定期間等が記した書類(省エネ改修工事の終了までに耐震性が確保できない特段の事情がある場合に限り、) (ZEH水準の全体改修であって、併せて構造補強を実施しない場合) 第4号第2項第2号アからエまでのいずれかに該当することを示す書類		
①、②、③	委任状	(様式自由)	
①、②、③	その他、必要に応じて知事が指定する書類	(参考様式あり)	
①、②、③		代理申請の場合に限る。	

				第4号様式	
				全体設計承認申請書	
③	1			全体設計承認申請書	第4号様式
③	2			<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(全体改修・省エネ基運用)	第1号様式の4の1
③	3			<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(全体改修・ZEH水運用)	第1号様式の4の2
③	4			<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(部分改修・省エネ基運用)	第1号様式の4の3
③	5			<省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(部分改修・ZEH水運用)	第1号様式の4の4
③	6			確認書	第1号様式の5
③	1			建築確認済証の写し又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	
③	2			位置図(住宅の配置が分かる住宅地図等)	
③	3			(共同住宅等において一部住戸を対象とする場合)対象住戸の配置が分かる図面(配置図・平面図等に対象住戸を明示)	
③	4			(共同住宅等の場合)対象住戸の改修に係る延べ面積が分かる図面(寸法等の記入のあるもの)	
③	5			補助対象建材・設備等を表示した関係図面(平面図、立面図、断面図等)	
③	6			省エネ改修等工事に係る見積書(省エネ改修等に係る費用及び補助対象建材・設備等の内訳、仕様等が確認できるもの)の写し	
③	7			(全体改修の場合)BELS評価書等(交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)の写し	
③	8			(管理組合が申請する場合)管理組合の議事録、議決等、意思決定の状況が確認できる書類	
③	9			(区分所有者が申請する場合)申請者が管理組合より当該共用部の改修を行うことが認められていることを確認できる書類	
③	10			現況写真等(全景写真及び改修する部位の写真)	
				昭和56年5月31日以前に確認を受けたものである場合、以下のアからエまでの書類(耐震性がある旨が確認できるもの)若しくはオ又はカにより耐震改修を行う旨が確認できるもの	
③	11			ア 耐震診断の結果の報告書の写し イ 建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律)の写し ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証証明書の写し エ その他住宅の耐震性に関する書類(耐震基準適合証明書、固定資産税減額証明書、住宅耐震改修証明書等の写し) オ 本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類(耐震改修補助金交付申請書等の写し) カ 工事予定期間等が記した書類(省エネ改修工事の終了までに耐震性が確保できない特段の事情がある場合に限る。)	(参考様式あり)
③	12			委任状	
③	13			年度別の事業費や工程が分かる書類	
③	14			その他、必要に応じて知事が指定する書類	
				全体設計承認 認 (第11関係)	
				添付書類	

交付 変更申請 (第12関係)	様式	①、②、③ 1 補助金交付変更申請書	第7号様式
		① 2 <省エネ診断等>補助対象事業費 内訳書	第1号様式の2
		② 3 <省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書	第1号様式の3
		③ 4 <省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(全体改修・省エネ基準準用)	第1号様式の4の1
		③ 5 <省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(全体改修・ZEH水準準用)	第1号様式の4の2
		③ 6 <省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(部分改修・省エネ基準準用)	第1号様式の4の3
		③ 7 <省エネ改修等>補助対象事業費 内訳書(部分改修・ZEH水準準用)	第1号様式の4の4
全体設計 変更 (第13関係)	添付 書類 <sup>※1</sup>	①、②、③ 1 第9で求める添付書類のうち、交付決定(又は直近の交付変更決定)時から変更となる事項を示すもの	
		①、②、③ 2 その他、必要に応じて知事が指定する書類	
	様式	③ 1 全体設計変更・中止申請書	第10号様式
	添付 書類 <sup>※1</sup>	③ 1 第11で求める添付書類のうち、全体設計承認時から変更となる事項を示すもの	
		③ 2 その他、必要に応じて知事が指定する書類	
	様式	①、②、③ 1 事業内容変更承認申請書	第13号様式
	添付 書類 <sup>※1</sup>	①、②、③ 1 第9で求める添付書類のうち、交付決定(又は直近の交付変更決定若しくは事業内容変更)時から変更となる事項を示すもの	
		①、②、③ 2 その他、必要に応じて知事が指定する書類	
	様式	①、②、③ 1 中止・廃止承認申請書	第14号様式
	添付 書類	①、②、③ 1 必要に応じて知事が指定する書類	
		①、②、③ 1 実施状況報告書	第17号様式
	状況報告 (第16関係)	添付 書類	①、②、③ 1 必要に応じて知事が指定する書類
①、②、③ 1 完了実績報告書			第18号様式
完了実績 (第17関係)	様式	① 2 <省エネ診断等>補助金精算額 内訳書	第18号様式の2
		② 3 <省エネ改修等>補助金精算額 内訳書	第18号様式の3
		③ 4 <省エネ改修等>補助金精算額 内訳書(全体改修・省エネ基準準用)	第18号様式の4の1
		③ 5 <省エネ改修等>補助金精算額 内訳書(全体改修・ZEH水準準用)	第18号様式の4の2
		③ 6 <省エネ改修等>補助金精算額 内訳書(部分改修・省エネ基準準用)	第18号様式の4の3
		③ 7 <省エネ改修等>補助金精算額 内訳書(部分改修・ZEH水準準用)	第18号様式の4の4
		①、②、③ 1 契約書の写し等	
	添付 書類	①、②、③ 2 領収書の写し	
		①、② 3 (構造補強工事に係る計画策定を行う場合) 建築士の免許証の写し	
		①、② 4 省エネ診断等又は省エネ化等のための計画の策定等の成果品	
		② 5 (BELSの評価・認証を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合)BELS評価書の写し	(参考様式あり)
		② 6 (構造補強に係る計画策定を行う場合) 必要な構造補強として適合している旨を証する書類	
請求 (第20関係)	添付 書類	② 7 (構造補強に係る計画策定を行い、表示基準に定める罰則等級3に適合する場合) 評価書の写し	
		③ 8 (工事監理に係る費用を補助対象とする場合) 工事監理を行った建築士の免許証の写し	
		③ 9 施工写真	施工写真台帳によること
		③ 10 施工証明書又は出荷証明書	(様式自由)
		①、②、③ 11 委任状	(参考様式あり)
		①、②、③ 12 その他、必要に応じて知事が指定する書類	
		①、②、③ 1 請求書	
		①、②、③ 1 支払金口座振替依頼書	第20号様式
		①、②、③ 1 添付書類	

※1 添付書類については、当該年度に際し提出しているものは除く。

※2 ①=住宅の省エネ診断等、②=住宅に係る省エネ化等のための計画の策定等、③=住宅の省エネ改修等に関する事業 の場合に必要となる添付書類を示す。

## 5.2 添付書類について

### <交付申請時 留意点>

#### (1) 建築確認済証写又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類

昭和56年6月1日以降に着工した建築物であるか否かを確認するために必要です。

「建築確認済証」を紛失等されている場合、特定行政庁において建築確認済証等の交付年月日等が台帳に記載されていることを示す「台帳記載事項証明書」を取得することが可能ですので、特定行政庁にお問合せ下さい。

#### 【参考】特定行政庁について

※ 下記は令和4年7月現在の特定行政庁の所管です。特に古い住宅等の場合、台帳が現在所管する特定行政庁と異なる特定行政庁にある場合がありますので、事前に所管特定行政庁に確認されることをお勧めいたします。

##### <<23区>>

延床面積 10,000 m<sup>2</sup>を超える建築物 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以下の建築物 各区建築指導所管部署

##### <<多摩部>>

■八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市、小平市の区域  
⇒各市建築指導所管部署

■昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市  
⇒多摩建築指導事務所／建築指導第1課

■小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市  
⇒多摩建築指導事務所／建築指導第2課

■青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）  
⇒多摩建築指導事務所／建築指導第3課

##### <<島嶼部>>

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

※ 建築確認済証及び台帳記載証明の準備ができない場合、事前に事務局にご相談ください。

※ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている場合、耐震性が確保されている（今回、耐震改修工事を同時に実施する場合を含む）ことを示すために、以下に示すア～エまでのいずれかの書類（耐震性がある旨が確認できるもの）若しくはオ又はカにより耐震改修を行う者が確認できる書類の添付が必要です。

ア 耐震診断の結果の報告書

イ 建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律）

ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付証明書

エ その他住宅の耐震性に関する書類（耐震基準適合証明書、固定資産税減額証明書、住宅耐震改修証明書等）

オ 本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類（耐震改修補助金交付申請書等）

カ 工事予定期間等を記した書類（省エネ改修工事の終了までに耐震性が確保できない特段の事情がある場合に限る。）

## (2) 位置図

交付申請や完了実績報告の審査において、現地確認を行う場合があります。申請対象住宅を明確にマーキングしてください。

## (3)（共同住宅等において一部住戸を対象とする場合）対象住戸の配置が分かる図面

共同住宅等で一部住戸（1戸又は複数戸）について申請する場合、配置図・平面図等に対象住戸を明示してください。

## (4)（共同住宅等の場合）対象住戸の延べ面積又は改修に係る部分の延べ面積が分かる図面（寸法等の記入のあるもの）

共同住宅等では、補助上限額が延べ面積に連動します。

そのため、以下の面積が分かる図面が必要です。

- 全体改修にあっては、住戸の延べ面積（住戸の延べ面積に単価を乗じます）
- 部分改修にあっては、改修に係る部分の延べ面積（改修に係る部分の延べ面積に単価を乗じます）

## (5) 補助対象建材・設備等を表示した関係図面（平面図、立面図、断面図等）

改修部位が分かる図面が必要です。

- 開口部：平面図や立面図に当該部分をマーキングの上、記号※、サイズ（W×H）、仕様（例：樹脂・金属複合建具、Low-E 複層ガラス（ガス入り）等）を記入
- 躯体等断熱材：平面図、立面図等に当該部分をマーキングの上、記号※、断熱改修部分の体積（W×H×厚み）を記入
- 設備機器：平面図等に、設置箇所をマーキングの上、記号※、設備機器の名称を記入。

※ 記号は見積書等と照合できるようにしてください。

なお、部分改修の場合は、「改修に係る部分の延べ面積」の確認が必要となりますので、開口部や躯体等の断熱改修により効果が得られる部屋の範囲、設備機器の更新に係る範囲をマーキングしてください。なお、設備機器の更新に係る範囲をマーキングする際は、以下の範囲がわかるようにしてください。

- 太陽熱利用システム及び高効率給湯機  
⇒給湯を行う室の範囲（洗面所、浴室、キッチンなど）
- 高断熱浴槽  
⇒浴室の範囲
- 節湯水栓  
⇒節湯水栓のついている室の範囲（洗面所、浴室、キッチンなど）

- コージェネレーション設備  
⇒住戸の延べ面積（ただし、照明及びコンセント等がない室がある場合、その室を除く）
- LED 照明  
⇒LED 照明の設置された部屋の範囲

なお、(4)と(5)とは兼ねることが可能です。

(6) 省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定に係る見積書の写し等

補助対象事業費を確認するために必要です。

補助対象事業費とそれ以外の経費を明確に分けた見積書を作成してもらってください。

(7) 省エネ改修工事に係る見積書（省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの）の写し

補助対象事業費を確認するために必要です。

補助対象事業費とそれ以外の経費を明確に分けた見積書を作成してもらってください。

(8) 住宅（住戸）の所有者が分かる書類

改修等の対象となる住宅の所有者及び所在等を確認するため、登記事項証明書等をご提出ください。なお、申請日より6か月以内に発行されたものに限りです。

### <完了報告時 留意点>

(1) 契約書等

補助対象の省エネ診断・設計・改修工事等が契約されたことがわかる契約書等をご提出ください。

以下の項目を満たしていることをご確認ください。

- 契約日の記載があること。（交付決定日以降の日付であること。）
- 工事等の金額の記載があること。また、補助対象事業費の内容及び見積書の金額と整合していること。

(2) 施工写真

補助対象の省エネ改修等が実施されたことがわかる、改修箇所の写真をご提出ください。

- サッシや設備に表示されている型番ラベルなど、型番のわかるものを撮影し、併せて添付してください。（型番は、申請時に提出した費用等明細に記載されているものと整合していることを確認してください。型番ラベル等で確認できない場合は、各メーカーへお問い合わせください。）
- 躯体等の断熱化工事においては、断熱材を敷設する作業状況が確認できる写真を併せて提出してください。

※ 提出された写真で工事内容等が確認できない場合は、差し替え・追加をお願いすることがあります。



(3) 施工証明書又は出荷証明書

申請時の費用明細書と工事内容、仕様や型番が照合できる内容の証明書をご提供ください。

## 6 様式の記入例

### 第1号様式（第9関係）

令和〇年〇月〇〇日

東京都知事 殿

書類作成日を記入ください

共有者がいる場合は、共有者全員分の記入をしてください（別紙可）  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください

申請者（住宅所有者又は管理組合）  
〒000-0000  
住所 東京都〇〇区××町1丁目2番3号  
氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
東京 一郎  
Tel又はE-mail 03-1234-5678  
tokyo\_××@t\*\*\*\*.or.jp

可能であれば、手続代行者による手続きをお願いします。  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください

手続代行者（設計者、施工業者又は不動産業者）  
〒000-0000  
住所 東京都△△区▽▽町4丁目5番6号  
氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
（株式会社）〇〇工務店  
〇〇 次郎  
Tel又はE-mail 03-5678-1234  
Jiro\_××@t\*\*\*\*.or.jp

年度を記入してください。  
（例：令和5）

令和5年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第9第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

該当する住宅種別に☑を入れて下さい。  
管理組合が申請する場合、複数住戸を取りまとめて申請することが可能です。その場合、余白部又は別紙に申請を行う住戸の室番号を記載してください。区分所有者が自らの住戸について申請を行う場合、（1戸/〇戸）としてください。

消費税込み額  
1,000円未満は切り捨てです。

1	申請金額	123,000
2	建築物の種類（該当する項目にチェック）	
	<input type="checkbox"/> 一戸建の住宅	
	<input type="checkbox"/> 共同住宅等（マンション <sup>※1</sup> を除く。）	<input type="checkbox"/> 全棟（全__戸） <input type="checkbox"/> 一部の住戸（__戸/__戸）
	<input type="checkbox"/> マンション <sup>※1</sup>	<input type="checkbox"/> 全棟（全__戸） <input type="checkbox"/> 一部の住戸（__戸/__戸）
	<small>※1 マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上でありかつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。</small>	
3	補助金の種類（該当する項目にチェック）	
	<input type="checkbox"/> 省エネ診断等	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ改修等
	<input type="checkbox"/> 省エネ化等のための計画の策定等	<input checked="" type="checkbox"/> 構造補強工事を含む。
	<input type="checkbox"/> 構造補強工事のための計画の策定を含む。	
	（ZEH水準全体改修の場合に限る。）	

ZEH 全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合は、こちらにもチェック

複数住戸について申請する場合には、すべての住戸の号室を記載して下さい。

#### 4 建築物の概要

名称 : ○○マンション

(一部住戸の場合の号室) : 103号室

所在地 : 東京都○○区××町1丁目

規模 : 地上 5階・地下 一階

構造 : RC造

面積(全棟)(共同住宅等に限る) : 延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>・敷地面積 4,000 m<sup>2</sup>

面積(対象住戸の合計) : 延べ面積 m<sup>2</sup>、(改修に係る室の合計 m<sup>2</sup>)

建築確認取得年月※<sup>2</sup> : 昭和・平成・令和 年 月

戸建住宅の場合は所有者氏名(東京太郎邸等)、マンション等の場合はその名称として下さい。

#### 5 同時に申請する補助事業がある場合、その内容

耐震改修を同時実施する場合の耐震改修補助申請、区市町村の実施する省エネ改修補助への申請等を行う場合、記載してください。なお、重複受給が禁止される補助事業については、「2.5(1) 他の補助金との重複受給の禁止」をご確認ください。

複数住戸の場合は、複数住戸の合計の面積とし、その内訳を添付してください。

「改修に係る室の面積」は、共同住宅等(マンションを含む)の部分改修の場合のみ必要です。

#### 6 補助事業の事業期間

着工予定日 令和5年10月3日

完了予定日 令和6年1月10日

※ 年度を跨ぐ場合には、全体設計承認申

着工日は交付決定日以降です。十分に余裕をもった日程でスケジュールを調整してください。完了予定日は、令和6年3月15日までとして下さい。

#### 7 省エネ改修の場合、その内容(該当する項目にチェック)

##### (1) 適合させる省エネレベル

省エネ基準レベル相当  ZEHレベル水準相当

##### (2) 改修の範囲

全体改修(省エネ基準又はZEH水準に適合する旨のBELSの認証等の添付あり)  
 部分改修(各建材・設備等が仕様規定に適合)

##### (3) 改修工事の内容

既存開口部(窓・ドア)の断熱改修  
 躯体等の断熱改修  
 太陽熱利用システムの設置  
 高断熱浴槽の設置  
 高効率給湯機の設置  
 節湯水栓の設置  
 燃料電池システムの設置  
 コージェネレーション設備の設置  
 蓄電池の設置  
 LED照明の設置  
 その他(全体改修に限る)(具体内容: )

※2 建築確認取得が昭和56年5月以前の住宅について省エネ改修補助申請を行う場合、耐震性を有している(今回改修工事により有することになる場合等を含む。) ことについて確認できる書類の添付が必要です。

第1号様式の4の3(第9条)		ピンク色の欄掛けのある部分のみに入力してください。 入力規則、計算式が入っているセルは変更しないでください。		部分改修か全体改修か、省エネ基準が既設基準かで、使用する様式が異なります。		戸建、共同住宅等の場合は25%を、マンションの場合は1/3を選択してください。	
省エネ改修(部分改修・省エネ基準) 補助対象事業費 内訳書		部分改修か全体改修か、省エネ基準が既設基準かで、使用する様式が異なります。		(共同住宅・マンションの場合) 住宅種別		補助率	
補助対象工事		数量		モデル工事費		モデル工事による工事費	
		箇所	大	円/箇所	円	実際の工事費	
A 断熱性能に関する改修工事	既存開口部の断熱改修	外窓交換	箇所	大	168,000	円/箇所	0円
			箇所	中	128,000	円/箇所	0円
			箇所	小	112,000	円/箇所	0円
	窓		箇所	大	168,000	円/箇所	0円
			箇所	中	128,000	円/箇所	0円
			箇所	小	112,000	円/箇所	0円
	ガラス交換		枚	大	64,000	円/枚	0円
			枚	中	48,000	円/枚	0円
			枚	小	16,000	円/枚	0円
	ドア	玄関ドア等の交換		箇所	大	256,000	円/箇所
			箇所	小	224,000	円/箇所	0円
既存外壁・屋根・天井・床の断熱	外壁	A-C	m		480,000	円/m	0円
		D-F	m		741,000	円/m	0円
	屋根・天井	A-C	m		72,000	円/m	0円
		D-F	m		115,000	円/m	0円
	床	A-C	m		195,000	円/m	0円
		D-F	m		325,000	円/m	0円
A の合計額							0円

B 設備改修工事等		太陽熱利用システム	台	452,000	円/戸	0	円
B-1. 設備の高効率化工事	高断熱浴槽	台	349,000	円/戸	-	円	
	高効率給湯器 (電気ヒートポンプ給湯器 潜熱回収型ガス給湯器 潜熱回収型石油給湯器 ヒートポンプガス瞬間式 併用型給湯器)	台	243,000	円/戸	-	円	
	節湯水栓	台	53,000	円/台	0	円	
	B-1-1の合計額		円	0	0	円	
B-2. 設備の高効率化工事	家庭用コージェネレーション 設備	式	(複数の見積りによること)			円	
	蓄電池	式	複数(2社以上)の見積もりをとったうえ、低い方の金額を実際の工事費として下さい。			円	
	LED照明	式				円	
B-2の合計額③					0	円	
補助対象工事費の小計(①)		Aにかかると「モデル工事費」又は「実際の工事費」の合計のうち、いずれか低い額			0	円	
補助対象工事費の小計(②)		(B-1)にかかると「モデル工事費」又は「実際の工事費」の合計のうち、いずれか低い額+③			0	円	
補助対象工事費の合計額(④)		①+② (②が①より大きい場合)は、①×2			0	円	
補助金額の算定(⑤)		④×補助率(23%又は1/3) ※千円未満切り捨て			0	円	
要綱に基づく補助上限金額(⑥) ※千円未満切り捨て ※該当する改修種別にチェックを入れて下さい。		【一戸建ての住宅】部分改修であって、省エネ基準に相当するもの 【共同住宅等】部分改修であって、省エネ基準に相当するもの (改修に係る床面積に3,800円/mを乗じて得た額) 【マンション】部分改修であって、省エネ基準に相当するもの (改修に係る床面積に5,600円/mを乗じて得た額)			760,000	円	
補助申請額(⑤、⑥のいずれか小さい額)		⑤、⑥から算出された金額のうち、低い方の金額を記載ください。				円	

設備：  
数量を入力すると  
自動計算されます。

複数(2社以上)の見積もりをとったうえ、低い方の金額を実際の工事費として下さい。

改修に係る床面積を入れて下さい。上  
限額(枠)が自動計算されます。  
改修に係る床面積の算出方法について  
は、5.2(5)の改修に係る部分の延べ面積  
の考え方を参照してください。

該当する住宅種別に  
チェックを入れて下さい。

⑤、⑥から算出された金額のうち、低い方の金額を記載ください。

※ 管理組合により複数住戸を同時申請する場合は、原則、住戸毎に作成してください。ただし、申請内容が同一の場合は、一枚で兼ねることがあります。その場合にあっては、住戸名の欄に当該複数住戸名を全て記入してください。  
※第12の規定による補助金交付変更申請の場合、変更の部分を下線付きとすること。  
※開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事と設備の効率化に係る工事との省エネ性能の水準が異なる場合、それぞれ、省エネ改修(部分改修・省エネ基準)及び省エネ改修(部分改修・ZEH水準)の内訳書に記載して下さい。

第4号様式（第11関係）

省エネ改修の完了が、令和6年度以降になる場合には、全体設計の承認が必要です。原則として、交付申請時に同時に申請してください。なお、添付書類に関して、交付申請で添付しているものについては、本申請では不要です。

令和〇年〇月〇〇日

東京都知事 殿

書類作成日を記入ください

共有者がいる場合は、共有者全員分の記入をしてください（別紙可）  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください

申請者（住宅所有者又は管理組合）  
〒000-0000  
住所 東京都〇〇区××町1丁目2番3号  
氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
東京 一郎  
Tel又はE-mail 03-1234-5678  
Tokyo\_××@\*\*\*\*\*.or.jp

可能であれば、手続代行者による手続きをお願いします。  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください

手続代行者（設計者、施工業者又は不動産業者）  
〒000-0000  
住所 東京都△△区▽▽町4丁目5番6号  
氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
（株式会社）〇〇工務店  
〇〇 次郎  
Tel又はE-mail 03-5678-1234  
Jiro\_××@\*\*\*\*\*.or.jp

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金全体設計承認申請書

年度を記入してください。  
（例：令和5）

標記... 受けたいので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 建築物の種類（該当する項目にチェック）	
<input type="checkbox"/> 一戸建の住宅	
<input type="checkbox"/> 共同住宅等（マンション※1を除く。）	<input type="checkbox"/> 全棟（全__戸） <input type="checkbox"/> 一部の住戸（__戸／__戸）
<input type="checkbox"/> マンション※1 ※1 マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。	<input type="checkbox"/> 全棟（全__戸） <input type="checkbox"/> 一部の住戸（__戸／__戸）
2 建築物の概要	
名称	:
（一部住戸の場合の号室）	:
所在地	: 東京都
規模	: 地上 階・地下 階

構造	造				
面積（全棟）	:	延べ面積	m <sup>2</sup> ・敷地面積	m <sup>2</sup>	
面積（対象住戸の合計）	:	延べ面積	m <sup>2</sup>		
建築確認取得年月※ <sup>2</sup>	:	昭和・平成・令和	年	月	
3	工事施工業者（予定）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>初年度、次年度それぞれの事業費を記載してください。</b> </div>			
4	補助事業の事業予定期間及び事業年度ごとの事業費				
	初年度	年	月	日（着工）	～
					年
					月
					日（完了）
					円
					（ ____ % ）
	次年度	年	月	日（着工）	～
					年
					月
					日（完了）
					円
					（ ____ % ）
5	省エネ改修の内容（該当する項目にチェック）				
	(1) 適合させる省エネレベル				
	<input type="checkbox"/> 省エネ基準レベル相当	<input type="checkbox"/> ZEH レベル水準相当			
	(2) 改修の範囲				
	<input type="checkbox"/> 全体改修（省エネ基準又は ZEH 水準に適合する旨の BELS 等の認証の添付あり）				
	<input type="checkbox"/> 部分改修（各建材・設備等が仕様規定に適合）				
	(3) 改修工事の内容				
	<input type="checkbox"/> 既存開口部（窓・ドア）の断熱改修				
	<input type="checkbox"/> 躯体等の断熱改修				
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置				
	<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置				
	<input type="checkbox"/> 高効率給湯機の設置				
	<input type="checkbox"/> 節湯水栓の設置				
	<input type="checkbox"/> 燃料電池システムの設置				
	<input type="checkbox"/> コージェネレーション設備の設置				
	<input type="checkbox"/> 蓄電池の設置				
	<input type="checkbox"/> LED 照明の設置				
	<input type="checkbox"/> その他（全体改修に限る）（具体内容： _____ )				

※2 建築確認取得が昭和 56 年 5 月以前の住宅について省エネ改修補助申請を行う場合、耐震性を有している（今回改修工事により有することになる場合等を含む。） ことについて確認できる書類の添付が必要です。

第 7 号様式（第 12 関係）

交付予定金額の変更を伴わない場合は、「東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金事業内容等変更承認申請書」（第 13 号様式）を使用してください。

令和〇年〇月〇〇日

書類作成日を記入ください

東京都知事 殿

共有者がいる場合は、共有者全員分の記入をしてください（別紙可）  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください

申請者（住宅所有者又は管理組合）  
〒000-0000  
住所 東京都〇〇区××町1丁目2番3号  
氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
東京 一郎  
Tel 又は E-mail 03-1234-5678  
tokyo\_××@t\* \* \* \*. or. jp

可能であれば、手続代行者による手続きをお願いします。  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください

手続代行者（設計者、施工業者又は不動産業者）  
〒000-0000  
住所 東京都△△区▽▽町4丁目5番6号  
氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
（株式会社）〇〇工務店  
〇〇  
Tel

「令和5年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書」の右上に記載された番号及び年月日を記載ください。

年度を記入してください。  
（例：令和5）

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付変更申請書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付 住民画第 \_\_\_\_号により交付決定を受けた標記の補助金について変更交付を受けたいので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第 12 の規定に基づき下記のとおり申請します。

1 交付変更申請金額	既交付決定額 円 交付変更申請額 円 差引増△減額 円
2 補助金の種類（該当する項目にチェック） <input type="checkbox"/> 省エネ診断等 <input type="checkbox"/> 省エネ化等のための計画の策定等 <input type="checkbox"/> 省エネ改修等 <input type="checkbox"/> 構造補強工事のための計画の策定を含む。 <input type="checkbox"/> 構造補強工事を含む。 (ZEH 水準全体改修の場合に限る。) (ZEH 水準全体改修の場合に限る。)	
3 建築物の概要 名称 : _____ 所在地 : 東京都 _____ (一部住戸の場合の号室) :	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「既交付決定額」は、「交付決定通知書」に記載された「交付予定金額」を記入ください。</li> <li>・「交付変更申請額」は、変更したい金額を記入ください。</li> <li>・「差引増△減額」は、「既交付決定額」－「交付変更申請額」の金額を記入し、マイナスの場合は左端に△を付してください。</li> </ul>
4 変更内容	
5 変更理由	
6 補助事業の事業期間 (変更前) 年 月 日 (着工) ~ 年 月 日 (完了) (変更後) 年 月 日 (着工) ~ 年 月 日 (完了)	

※ 事業期間に変更がない場合、変更後の記入は不要です。なお、事業期間が年度を跨ぐ場合、全体設計承認申請が必要です。



第 10 号様式 (第 13 関係)

全体設計の変更・中止を行う場合、基本的に補助金交付変更申請も同時に行う必要があります。

令和〇年〇月〇〇日

東京都知事 殿

書類作成日を記入ください

共有者がいる場合は、共有者全員分の記入をしてください (別紙可)  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者 (役職名・氏名) を記載してください

申請者 (住宅所有者又は管理組合)  
〒000-0000  
住所 東京都〇〇区××町 1 丁目 2 番 3 号  
氏名 (法人等である場合は法人等名及び代表者氏名)  
東京 一郎  
Tel 又は E-mail 03-1234-5678  
tokyo\_××@t\*\*\*\*.or.jp

可能であれば、手続代行者による手続きをお願いします。  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者 (役職名・氏名) を記載してください

手続代行者 (設計者、施工業者又は不動産業者)  
〒000-0000  
住所 東京都△△区▽▽町 4 丁目 5 番 6 号  
氏名 (法人等である場合は法人等名及び代表者氏名)  
(株式会社) 〇〇工務店  
〇〇 次郎  
Tel 又は E-mail 03-5678-1234  
Jiro\_××@t\*\*\*\*.or.jp

年度を記入してください。  
(例: 令和 5)

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金全体設計 (変更・中止) 申請書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付 \_\_\_\_住民画第 \_\_\_\_号により全体設計承認を受けた標記の補助金について、(変更・中止) したいので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第 13 の規定に基づき下記のとおり申請します。

「令和 5 年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金全体設計承認通知書」の右上に記載された番号及び年月日を記載ください。

1	建築物の概要
	名称 : _____
	(一部住戸の場合の号室) : _____
	所在地 : 東京都
2	変更内容
3	変更理由
4	補助事業の事業予定期間及び事業年度ごとの事業費

(変更前)

初年度 年 月 日 (着工) ~ 年 月 日 (完了)  
\_\_\_\_\_円 (\_\_\_\_%)

次年度 年 月 日 (着工) ~ 年 月 日 (完了)  
\_\_\_\_\_円 (\_\_\_\_%)

(変更後)

初年度 年 月 日 (着工) ~ 年 月 日 (完了)  
\_\_\_\_\_円 (\_\_\_\_%)

次年度 年 月 日 (着工) ~ 年 月 日 (完了)  
\_\_\_\_\_円 (\_\_\_\_%)

第 13 号様式 (第 15 第 2 項関係)

東京都知事 殿

交付予定金額を変更したい場合は、「東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付変更申請書」(第 7 号様式) を使用してください。

令和〇年〇月〇〇日

書類作成日を記入ください。

共有者がいる場合は、共有者全員分の記入をしてください(別紙可)  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者(役職名・氏名)を記載してください

可能であれば、手続代行者による手続きをお願いします。  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者(役職名・氏名)を記載してください

年度を記入してください。  
(例: 令和 5)

申請者 (住宅所有者又は管理組合)  
〒000-0000  
住所 東京都〇〇区××町 1 丁目 2 番 3 号  
氏名 (法人等である場合は法人等名及び代表者氏名)  
東京 一郎  
Tel 又は E-mail 03-1234-5678

手続代行者 (設計者、施工業者又は不動産業者)  
〒000-0000  
住所 東京都△△区▽▽町 4 丁目 5 番 6 号  
氏名 (法人等である場合は法人等名及び代表者氏名)  
(株式会社) 〇〇工務店  
〇〇 次郎  
Tel 又は E-mail 03-5678-1234

Jiro\_××@t\*\*\*\*\*.or.jp

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金内容変更承認申請書

年 月 日付 住民画第 号により補助金の交付決定を受けた標記の事業について申請内容を変更したいので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第 15 第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

「令和 5 年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書」の右上に記載された番号及び年月日を記載ください。

1	補助金の種類 (該当する項目にチェック) <input type="checkbox"/> 省エネ診断等 <input type="checkbox"/> 省エネ化等のための計画の策定等 <input type="checkbox"/> 省エネ改修等 <input type="checkbox"/> 構造補強工事のための計画の策定を含む。 <input type="checkbox"/> 構造補強工事を含む。 (ZEH 水準全体改修の場合に限る。)    (ZEH 水準全体改修の場合に限る。)
2	建築物の概要 名称 : ..... 所在地 : 東京都 ..... (一部住戸の場合の号室) :
3	変更内容
4	変更理由
5	補助事業の事業期間 (変更前)      年   月   日 (着工) ～    年   月   日 (完了) (変更後)      年   月   日 (着工) ～    年   月   日 (完了)

※ 事業期間に変更がない場合、変更後の記入は不要です。なお、事業期間が年度を跨ぐ場合、全体設計承認申請が必要です。

※ 交付予定金額に増減がある場合、省エネ促進事業補助金交付変更申請書 (第 7 号様式) にて申請してください。

令和〇年〇月〇〇日

**書類作成日を記入ください**

東京都知事 殿

**共有者がいる場合は、共有者全員分の記入をしてください（別紙可）**  
**平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。**

**※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください**

**可能であれば、手続代行者による手続きをお願いします。**  
**平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。**

**※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者（役職名・氏名）を記載してください**

申請者（住宅所有者又は管理組合）  
 〒000-0000  
 住所 東京都〇〇区××町1丁目2番3号  
 氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
 東京 一郎  
 Tel 又は E-mail 03-1234-5678  
 tokyo\_××@t\*\*\*\*\*.or.jp

手続代行者（設計者、施工業者又は不動産業者）  
 〒000-0000  
 住所 東京都△△区▽▽町4丁目5番6号  
 氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）  
 （株式会社）〇〇工務店  
 〇〇 次郎  
 Tel 又は E-mail 03-5678-1234  
 Jiro\_××@t\*\*\*\*\*.or.jp

**年度を記入してください。**  
**（例：令和5）**

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付 住民画第 号により補助金の交付決定を受けた標記の事業について（中止・廃止）したいので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第 15 の 2 の規定に基づき下記のとおり申請します

**「令和5年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書」の右上に記載された番号及び年月日を記載ください。**

1 補助金の種類（該当する項目にチェック）	
<input type="checkbox"/> 省エネ診断等	<input type="checkbox"/> 省エネ化等のための計画の策定等
<input type="checkbox"/> 構造補強工事のための計画の策定を含む。	<input type="checkbox"/> 省エネ改修等
（ZEH 水準全体改修の場合に限る。）	
2 建築物の概要	
名称	:
所在地	: 東京都
(一部住戸の場合の号室)	:
3 (中止・廃止) する事業の内容	
4 (中止・廃止) の理由	
5 補助事業の事業期間（中止の場合）	
(変更前)	年 月 日（着工）～ 年 月 日（完了）
(変更後)	年 月 日（着工）～ 年 月 日（完了）

※ 事業期間に変更がない場合、変更後の記入は不要です。なお、事業期間が年度を跨ぐ場合、全体設計承認申請が必要です。  
 ※ 「中止」は交付決定された内容に基づいた事業を再開することを前提に中断すること、「廃止」は、付決定された内容に基づいた事業自体を取りやめることを指します。廃止した場合には、工事等を途中まで実施した場合であっても補助金の交付対象とならないことに留意してください。

令和〇年〇月〇〇日

東京都知事 殿

書類作成日を記入ください

共有者がいる場合は、共有者全員分の記入をしてください (別紙可)  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者 (役職名・氏名) を記載してください

申請者 (住宅所有者又は管理組合)  
〒000-0000  
住所 東京都〇〇区××町 1 丁目 2 番 3 号  
氏名 (法人等である場合は法人等名及び代表者氏名)  
東京 一郎  
Tel 又は E-mail 03-1234-5678  
tokyo\_××@t\*\*\*\*.or.jp

可能であれば、手続代行者による手続きをお願いします。  
平日昼間の時間帯に連絡可能な連絡先を記載してください。

※ 法人等の場合は、氏名欄に法人等名及び代表者 (役職名・氏名) を記載してください

手続代行者 (設計者、施工業者又は不動産業者)  
〒000-0000  
住所 東京都△△区▽▽町 4 丁目 5 番 6 号  
氏名 (法人等である場合は法人等名及び代表者氏名)  
(株式会社) 〇〇工務店  
〇〇 次郎  
Tel 又は E-mail 03-5678-1234  
Jiro\_××@t\*\*\*\*.or.jp

年度を記入してください。  
(例: 令和 5)

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金完了実績報告書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付 住民画第 \_\_\_\_号により補助金の交付決定を受けた標記の事業が完了したので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第 17 の規定に基づき下記のとおり報告します。

「令和 5 年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書」の右上に記載された番号及び年月日を記載ください。

記

1	申請金額	¥
2	建築物の概要	
	名称	:
	(一部住戸の場合の号室)	:
	所在地	: 東京都
3	補助金の種類 (該当する項目にチェック)	
	<input type="checkbox"/> 省エネ診断等	<input type="checkbox"/> 省エネ化等のための計画の策定等
	<input type="checkbox"/> 構造補強工事のための計画の策定を含む。	<input type="checkbox"/> 省エネ改修等
	<input type="checkbox"/> 構造補強工事を含む。	<input type="checkbox"/> 構造補強工事を含む。
	(ZEH 水準全体改修の場合に限る。)	(ZEH 水準全体改修の場合に限る。)
4	補助事業の事業期間	
	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日

第20号様式（第20関係）

東京都知事 殿		
書類作成日を記入ください <span style="float: right;">年 月 日</span>		
申請者（住宅所有者又は管理組合） 〒000-0000 住所 東京都〇〇区××町1丁目2番3号 氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名） 東京 一郎 印 Tel 又は E-mail 03-1234-5678 tokyo_××@t****.or.jp		
口座振替依頼書と同一の印鑑で押印してください。	手続代行者（設計者、施工業者又は不動産業者） 〒000-0000 住所 東京都△△区▽▽町4丁目5番6号 氏名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名） (株式会社) 〇〇工務店 〇〇 次郎 印 Tel 又は E-mail 03-1234-5678 Jiro_××@t****.or.jp	
「令和5年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金額確定通知書」の右上に記載された番号及び年月日を記入ください。	年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金請求書	
年 月 日付 住民画第 号により補助金額の確定通知を受けた 年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金として、東京都既存住宅省エネ改修促進事業 補助金交付要綱第20の規定に基づき次のとおり請求します。		
1 請求金額	円	
2 建築物の種類（該当する項目にチェック）		
<input type="checkbox"/> 一戸建の住宅等		
<input type="checkbox"/> 共同住宅等		
「令和5年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金額確定通知書」に記載された「確定補助金額」を記入ください（返還金額、交付済補助金額に記載のない場合）。		
<input type="checkbox"/> マンション※1	<input type="checkbox"/> 全棟（全__戸）	
※1 マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。	<input type="checkbox"/> 一部の住戸（__戸／__戸）	
3 補助金の種類（該当する項目にチェック）		
<input type="checkbox"/> 省エネ診断等	<input type="checkbox"/> 省エネ化等のための計画の策定等	<input type="checkbox"/> 省エネ改修等
<input type="checkbox"/> 構造補強工事のための計画の策定を含む。		<input type="checkbox"/> 構造補強工事を含む。
(ZEH水準全体改修の場合に限る。)		(ZEH水準全体改修の場合に限る。)

4 建築物の概要

名称

所在地

東京都



# 支払金口座振替依頼書（口座情報・手書き用）記入例

※ 注意

- ・ 手書きで作成する場合は、黒色のボールペンで正確に記入してください。
- ・ この依頼書をご使用されますと、初回の支払請求時に限り、「支払金口座振替依頼書（口座情報記入用）」の提出が省略できます。

① 依頼人

- ・ 住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ・ 法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- ・ 契約書・請求書と同一の印鑑を押印してください。

② 金融機関名・支店名・預金種目・口座番号

- ・ 全国銀行資金決済ネットワークを利用している、全国の金融機関の登録が可能です。
- ・ 「銀行・信用金庫・信用組合・農協」及び「本店・支店」に該当しない場合は、○をつけずに、名称をすべて記入してください。

③ 口座名義人

- ・ 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- ・ 英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。  
(使用可能文字は、カタカナ、数字、アルファベット、スペース、ピリオド、左括弧、右括弧、ハイフン、スラッシュ、カンマです。)
- ・ 法人の場合は、法人略語を使用してください(「株式会社」→「カ」等)。
- ・ カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

支払金口座振替依頼書  
(口座情報記入用・手書き用)

令和 元 年 5 月 7 日

東京都知事 殿  
依頼人

住所 〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 西新宿ビル1階

氏名・法人名 (法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)  
(フリガナ) (カ) アシタカイシキ トウキョウトチヨウサービスハチハチチ  
ダイヒョウトリシマリヤク トウキョウ イチロウ

株式会社 Tokyo銀行サービス888 代表取締役 森原 一郎 (印)

電話番号 03 - 5321 - 1111

東京都からの支払金については、下記の預金口座に振り込んでください。  
なお、この口座情報等の登録を依頼します。

(口座情報記入依頼内容)

口座情報コード

金融機関名      銀行・信用金庫・信用組合 (略語)

支店名     本店 (支店) 出張所

預金種目   普通、2：当座、4：貯蓄、9：別款

口座番号

口座名義人 (口座名義人：カタカナ(漢字まで))  
カ) T O K Y O T O チ ヨ ウ サービス  
ス 8 8 8

※ お願い 押印に使用する印鑑は、請求書等の印鑑と同一のものを使用してください。

支払金口座振替依頼書の記載については、  
<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>  
 (東京都会計管理局 HP) もご覧ください。

**【提出先】請求書提出先の東京都の事業所等**  
 (記入用紙ダウンロード先) <http://www.●●●●>

**法人略語一覧**

用 語	略 語	用 語	略 語	用 語	略 語
株式会社	カ	学校法人	カク	地方独立行政法人	チクワ
有限会社	ヨ	司法書士法人	シホ	一般財団法人	イホ
合資会社	カ	社会福祉法人	シホ	公益財団法人	キヨ
合同会社	カ	社会福祉法人	シホ	公益財団法人	キヨ
有限法人	カ	医療法人	イ	有限責任中間法人	リョウ
行状書士法人	カ	医 療 法 人 社 団	イ	無 限 責 任 中 間 法 人	リョウ
		特 定 非 営 利 活 動 法 人	トク	国 立 大 学 法 人	クニ
		社 団 法 人	トク	公 立 大 学 法 人	クニ
		信 託 法 人	トク	公 益 社 団 法 人	キヨ
		信 託 法 人	トク	公 益 社 団 法 人	キヨ
		管 理 組 合 法 人	カク	一 般 社 団 法 人	イホ

【リンク先】 トップページ > 都税などの納付・契約代金などの受取 > 東京都から支払を受ける皆様へ